

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金
(中小企業等外国出願中間手続支援事業) (審査請求) 実施要領

1. この要領は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)並びに中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(中小企業等外国出願中間手続支援事業)交付要綱(20220317特第3号。以下「交付要綱」という。)に基づき、独立行政法人日本貿易振興機構(以下「ジェトロ」という。)が中小企業者等の海外展開支援の一環として行う、中小企業者等が外国への事業展開等にあたり行う産業財産権に係る外国特許庁への審査請求(審査請求と同時に進行する補正を含む。以下「間接補助事業」という。)に要する経費の一部を助成する(以下「当事業」という。)における間接補助事業者に対する補助金(ジェトロが経済産業大臣から交付を受けた補助金をその財源として交付する補助金をいう。以下「間接補助金」という。)の交付手続等を定め、その業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。
2. この要領は、交付要綱第3条に掲げるジェトロが行う当事業に適用する。
3. この要領において用いる用語は、交付要綱第2条の定義によるものとする。また、補助金の対象となる出願国には、地域を含むものとする。
4. 審査請求補助金事業の事業内容
ジェトロは、次に掲げる要領により当事業を実施する。

(1) 募集

ジェトロは、ジェトロのホームページ上やメールマガジン、本部(東京)、大阪本部、貿易情報センターにて当事業の募集・周知を行う。ただし、募集期限を前に助成枠が上限に達してしまった場合、ジェトロは募集を終了する。

(2) 交付の申請

間接補助金を受けようとする中小企業者等(以下、「交付申請者」という。)は、様式第1による交付申請書をジェトロに提出しなければならない。

交付申請者は、交付の申請をするに当たって、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(3) 電子情報処理組織による申請等

交付申請者による4.(2)の規定に基づく交付の申請又は間接補助事業者による4.(8)の規定に基づく申請の取下げ、4.(12)①の規定に基づく計画変更の申請、4.(14)の規定に基づく事故の報告、4.(15)の規定に基づく状況報告、4.(16)①若しくは②の規定に

基づく実績報告、4. (18) ②の規定に基づく支払請求若しくは4. (19) ①の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき経済産業大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(4) 電子情報処理組織による処分通知等

ジェットロは、前条の規定により行われた交付申請等に係る4. (7)の規定に基づく通知、4. (12) ①の規定に基づく承認、4. (14)の規定に基づく指示、4. (15)の規定に基づく要求、4. (17) ①の規定に基づく通知、②の規定に基づく返還命令、③の規定に基づく納付命令、4. (19) ②に基づく返還命令、③に基づく納付命令、4. (20) ①に基づく取消し若しくは変更、②の規定に基づく返還命令又は③の規定に基づく納付命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(5) 申請の受理

ジェットロは、交付申請者が提出した様式第1の交付申請書が、(6)に掲げる交付の要件に合致するとき、その申請を受理する。ただし、別紙1の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者に対しては、当事業の対象としない。

(6) 交付申請の要件

ジェットロは、(2)に定める交付申請について、次の①から⑥を要件とする。

- ① 様式第1の申請書及び様式第1の添付書類を不備なく提出したもの。
- ② 中小企業支援法に基づく中小企業の要件を満たす法人

業種	資本金及び従業員
① ゴム製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下又は900人以下
② 旅館業	5,000万円以下又は200人以下
③ 製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、その他の業種（④～⑥を除く）	3億円以下又は300人以下
④ 卸売業	1億円以下又は100人以下
⑤ サービス業	5,000万円以下又は100人以下
⑥ 小売業	5,000万円以下又は50人以下

これに加えて以下の条件を付す。

- ア) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。
- イ) 法人格のない個人事業者を含む。
- ウ) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（NPO法人）は含まない。
- エ) 以下の項目に該当する中小企業を除く。
 - ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者等以外の者であって、事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する

法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合は、大企業として取り扱わないものとする。以下同じ。）が所有している中小企業者等

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者等
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- ・資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等
- ・間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等

オ) 業界団体等については、加盟メンバーの2/3以上が中小企業である必要がある。

③当事業の対象は、以下のとおりとする。

ア) 令和3年度までに特許庁事業である「中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）」又は「中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）」（以下、「中小企業等外国出願支援事業」という。）において、間接補助金の交付が認められたもので、交付申請後の交付の決定で認められた出願国のうち、欧州（欧州特許庁（EPO））、中国（中国国家知識産権局（CNIPA））、韓国（韓国特許庁（KIPO））に審査請求を行うもの。

イ) 助成対象となる費用は、外国特許庁への審査請求料、国内外の代理人費用及び審査請求と同時に補正に要する費用。なお、補正は先に間接補助金の交付が認められた中小企業等外国出願支援事業の申請書に記載されている発明の内容の範囲であり、かつ実体的要件に関して行った補正（誤記の訂正等は除く）に限る。

④交付申請者は、先の中小企業等外国出願支援事業において間接補助金の交付が認められた者に限るものとする。

⑤間接補助事業者が他の事業者と共同で外国特許庁への出願を行った案件の審査請求においては、当事業の交付決定時の間接補助事業者の持分比率に応じた額（ただし、間接補助事業者が負担した額の範囲内）を助成対象経費とする。

⑥交付決定を受け、間接補助事業を実施した案件で、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること。ただし、やむを得ない理由により中間応答をせず拒絶査定に至った場合は、その理由を事情説明書等で報告することとする。

（7）間接補助事業者の選定と間接補助金交付決定の通知

ジェトロは、申請を受理した中小企業者等のうち、次に掲げる①～④の全ての要件に合致する中小企業者等を間接補助事業者として選定し、支援の可否を判断する。間接補助事業者として決定した中小企業者等に対し、ジェトロは様式第2にて間接補助金交付決定の通知をする。また、ジェトロは、（2）による交付の申請がなされたものについては、間接補助金に係る消費税等仕入控除税額について、間接補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。このほか、ジェトロは通知に際して必要な条件を付することができる。

- ① 交付決定後に、審査請求手続が可能な案件であること（外国特許庁が定める期間内であること）。
- ② 中小企業等外国出願支援事業にて、査定状況の報告及び国が実施するフォローアップ調査への対応を行っていること。
- ③ 外国特許庁への審査請求に要する資金能力及び資金計画を有していること。
- ④ その他、ジェトロが別に定める選定基準。

(8) 申請の取下げ

間接補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に補助事業者に書面をもって申し出なければならない。

(9) 事業実施期間及び補助対象経費

事業実施期間は、間接補助金交付決定日から翌年1月13日までとし、補助金交付の対象として認められる経費（「補助対象経費」という。）は、この期間に行う審査請求に要する経費のうち、交付決定額の範囲内で間接補助金を交付することができる。なお、補助対象経費の区分については、交付要綱第4条の別表のとおりとする。

(10) 補助率及び上限額

間接補助金の補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、1会計年度内の間接補助金の交付上限額は、1案件あたり20万円、1者（企業）あたり60万円とする。

※1案件とは、審査請求書1件とし、審査請求と同時に行う補正がある場合は、これも含めて1案件とする。

(11) 間接補助事業者の経費等

間接補助事業者は、間接補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。また、帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、ジェトロの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければならない。

(12) 計画変更の承認等

①間接補助事業者は、次に掲げるア)、イ)のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書をジェトロに提出し、その承認を受けなければならない。

ア) 様式第1の申請書の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合は除く。

イ) 間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

②ジェトロは、ア)、イ)の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(13) 債権譲渡の禁止

①間接補助事業者は、4.(7)の間接補助金交付決定によって生じる権利の全部又は一部をジェトロの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

②ジェトロが4.(17)に基づく確定を行った後、間接補助事業者が①ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者がジェトロに対し、日本国民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、ジェトロは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げ

る異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者がジェトロに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

・ジェトロは、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

・債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を①ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

・ジェトロは、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、間接補助金の額その他の採択決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

③①ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、ジェトロが行う弁済の効力は、ジェトロが定める規定に基づき、ジェトロが支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(14) 事故報告

間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は当事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書をジェトロに提出し、その指示を受けなければならない。

(15) 状況報告

間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、ジェトロの要求があったときは速やかに様式第5による状況報告書をジェトロに提出しなければならない。

(16) 実績報告

①間接補助事業者は、間接補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度内であってジェトロが別に定める日のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書をジェトロに提出しなければならない。なお、間接補助事業者が実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、ジェトロは期限について猶予することができる。

②間接補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。

(17) 間接補助金額の確定等

①ジェトロは、間接補助事業者から実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る間接補助事業の実施結果が間接補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき間接補助金の額を確定し、間接補助事業者へ通知する。

②ジェトロは、間接補助事業者に交付すべき間接補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える間接補助金が交付されているときは、その超える部分の間接補助金の返還を命ずる。

③②の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(18) 間接補助金の支払い

- ① ジェトロは、交付すべき間接補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。
- ② 間接補助事業者は、間接補助金の支払いを受けようとするときは、様式第7による精算（概算）払請求書をジェトロに提出しなければならない。

(19) 消費税等仕入控除額の確定に伴う間接補助金の返還

- ① 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかにジェトロに報告しなければならない。
- ② ジェトロは、①の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずることとする。
- ③ ②の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(20) 交付決定の取消し等

- ① ジェトロは、次のいずれかに該当する場合には、4.(7)の間接補助金交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
 - ア) 間接補助事業者が法令、交付要綱、本要領又は法令、交付要綱若しくは本要領に基づくジェトロの処分若しくは指示に違反した場合
 - イ) 間接補助事業者が、偽りその他不正の手段によって、交付の申請をし、交付決定を受けたと認められる場合
 - ウ) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - エ) 間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - オ) 交付の決定後生じた事情の変更等により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - カ) 間接補助事業者が、別紙1暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
 - キ) 間接補助事業者が、様式第1の申請書に虚偽の内容を記載した場合

- ② ジェトロは、取消しをした場合において、既に取消しに係る部分に対する間接補助金が交付されているときは、期限を付して間接補助金の全部又は一部の返還を命ずることとする。
- ③ ジェトロは、間接補助金の返還を命ずる場合には、上記オ)の場合を除き、その命令に係る間接補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- ④ ②の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(21) 守秘義務

- ① ジェトロは、当事業の実施により知り得た間接補助事業者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用しないものとする。
- ② ジェトロは、①の規定にかかわらず、少なくとも、間接補助事業者の名称、所在地及び交付の決定について外部公表しなければならない。また、間接補助事業者に対し、間接補助事業者の名称、

所在地、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額及び確定金額についても外部公表されることについて、周知しなければならない。

(2 2) 査定状況等の報告

間接補助事業者は、間接補助事業により行った外国特許庁への審査請求を行った出願について、ジェトロの承認を受けないで、自ら放棄又は取下げ等を行わないものとし、間接補助事業により行った全ての外国特許庁への出願について査定結果を受領するまで、毎年3月末現在の状況を5月末日までに、様式第9により査定状況をジェトロに報告しなければならない。

(2 3) (支援効果の確認及び普及)

①ジェトロは、当事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間、間接補助事業者に対する様式第9の報告等を通じて、間接補助事業による支援効果の確認として、間接補助事業に係る権利化の確認を行うものとする。ただし、5年間の経過後も査定結果が出ていない場合は、間接補助事業による支援効果の確認を継続するものとし、5年間の経過前後にかかわらず次の各号に掲げる査定結果が出た場合については、下記に定めるところによる。

- ・事業完了後、間接補助事業に関わる出願を全て廃止した場合は、廃止を確認してから翌1年以後は支援効果の確認を要しない。

- ・すべての出願国で拒絶査定の場合は、査定を確認してから翌1年以後は、査定を確認してから支援効果の確認を要しない。

②ジェトロは、当事業により外国特許庁へ審査請求を行った事例のうち、間接補助事業者における事業効果が確認できた案件について、間接補助事業者の了解を得た上で、他の中小企業者等に情報提供することにより、中小企業全般における産業財産権に係る外国出願の促進等に資するものとする。

(2 4) 暴力団排除に関する誓約

間接補助事業者は、別紙1記載の暴力団排除に関する誓約事項について間接補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出を以てこれに同意したものとする。

(2 5) その他必要な事項

本要領のほか、4.(7)の規定による間接補助事業者の選定、4.(16)実績報告書の提出締切日、その他当事業の実施に必要な事項は、ジェトロが別に定めるものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

独立行政法人日本貿易振興機構

申請者 住所 〒
 名称 自然人にあつては氏名
 及び代表者の氏名

令和 年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金
 (中小企業等外国出願中間手続支援事業) (審査請求)
 間接補助金交付申請書

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(中小企業等外国出願中間手続支援事業)実施要領(以下「実施要領」という。)4.(2)の規定に基づき、上記間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(中小企業等外国出願中間手続支援事業)交付要綱(20220317特第3号)及び実施要領の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 申請者種別(いずれかに○)

<input type="checkbox"/>	①法人
<input type="checkbox"/>	②個人事業者
<input type="checkbox"/>	③事業協同組合等

2. 申請者の概要

資本金	従業員数	法人番号	業種
円	人		

※個人事業主の場合、法人番号欄の記入は不要

【確認事項(□にチェック及び記入してください)】

□大企業は実質的に経営に参画していない(みなし大企業に該当しない)ことに相違ない。
出資者と出資比率を記載してください。(株主名簿の提出で代替することも可)

出資者の名称	出資比率
	%
	%
	%
	%

※みなし大企業の定義は実施要領4.(6)②参照。

□確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていない。

※実施要領4.(6)②参照。

(過去3年分の課税所得額を記載してください。)

	前年	2年前	3年前
課税所得額	億円	億円	億円

※上記への該当の有無の確認のため、必要がある場合には、納税証明書等の提出を求めることがあります。

3. 本交付申請に係る間接補助金の交付を受けた中小企業等外国出願支援事業における採択年度、支援機関及び事業実施後の対応

採択年度	年度
支援機関名	
確認事項	
<input type="checkbox"/>	査定状況報告書を提出している
<input type="checkbox"/>	フォローアップ調査を提出している

4. 本交付申請に係る間接補助金の交付を受けた中小企業等外国出願支援事業の案件

日本国出願番号		出願日	
PCT国際出願番号 ※PCT国際出願の場合のみ		出願日	
出願人/権利者			

5. 現在の外国特許庁への共同出願の有無

有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------	---	--------------------------

(有の場合) ※申請国ごとに記載すること
申請国：

共同出願人	権利の持ち分	費用負担割合

6. 外国特許庁への審査手続計画と実施内容

申請国	出願番号	審査請求期限	審査請求予定日	間接補助事業の実施内容
欧州				<input type="checkbox"/> 審査請求を行う。 <input type="checkbox"/> 審査請求及び補正を行う
中国				<input type="checkbox"/> 審査請求を行う。 <input type="checkbox"/> 審査請求及び補正を行う
韓国				<input type="checkbox"/> 審査請求を行う。 <input type="checkbox"/> 審査請求及び補正を行う

7. 間接補助金交付申請額

円

(内訳)

(単位：円)

費用/国名	欧州	中国	韓国
外国特許庁への審査請求料			
現地代理人費用			
国内代理人費用			
翻訳費用			
審査請求経費合計			
助成対象経費			
持ち分に応じた対象経費			
間接補助金申請額			
間接補助金申請額 合計			

※国別の経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

8. 外国特許庁への審査請求を依頼する国内弁理士等（選任代理人）
※選任代理人に依頼しない場合にはその旨及び選任代理人に依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付の必要書類）を自らの責任で補助事業者あてに提出できる旨を記入。

(選任代理人による本事業への協力に関する承諾状況は別紙2のとおり)

9. 確認事項（□にチェック）

- 当補助金の事業において、審査請求（審査請求時の補正を含む）に関する代理人契約、審査請求準備、手続きなどすべての作業は採択（交付）決定後に行い、事前着手を行わないことを確認した。
- 実施要領4.（22）に定める事項（採択案件の査定状況報告書の提出）及び実施要領4.（23）に定める事項（補助事業完了後5年間のフォローアップ調査）について確認した。
- 実施要領4.（6）⑦に定める事項（審査請求後に中間応答の必要が生じたものについては、応答すること）について確認した。
- 実施要領4.（12）に定める事項（計画変更手続きを行わずに実施した、本補助金に申請・採択された内容と異なる審査請求手続きは認められない点）について確認した。
- 実施要領4.（21）②（間接補助事業者の名称、所在地、法人番号、採択日、交付決定日、交付決定金額、確定金額の公表）について確認した。
（※上記以外の事業計画等の申請内容については公表されることはありません。）
- 実施要領4.（22）に定める事項（放棄又は取下げ等を行わないこと）を確認した。
- 事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならないとなった場合には、必ず事前にジェトロへ連絡し、承認を受けることを了承する。
- 添付書類の「登記簿謄本等の写し」、「住民票の写し」は申請時点における最新情報であることを確認した。

10. 申請者の担当及び連絡先

担当者（職名及び氏名）			
電話番号		メールアドレス	

様式第1の別紙（選任代理人に依頼しない場合は不要）

年 月 日

法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

(申請者)

選任代理人 住所

名称 自然人にあつては氏名
及び選任代理人の氏名

令和 年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金
(中小企業等外国出願中間手続支援事業) (審査請求) への
協力承諾書

令和 年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(中小企業等外国出願中間手続支援事業)(審査請求)間接補助金交付申請にあたり、同補助金の交付にかかる諸手続について、下記事項に協力することを承諾いたします。

記

協力事項

1. 審査請求完了後の実績報告における下記書類の提出

(1) 外国特許庁へ審査請求を行ったことを確認できる書類

(2) 外国特許庁への審査請求に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類

- ① 現地代理人からの請求書(銀行口座名・口座番号及び助成対象経費内訳記載のもの)
- ② 現地代理人への送金金融機関発行の送金計算書・送金実行通知書
- ③ 送金時の為替レートが客観的にわかる金融機関の為替レート表

※ 現地通貨で立替えた経費で、現地代理人が送金を希望する他の通貨に換算して請求している場合は、根拠となる参考レート

- ④ 外国特許庁への審査請求手数料(オフィシャルフィー)のエビデンス(領収書、料金表等)
- ⑤ その他、外国特許庁への審査請求に関する経費のエビデンス(請求書、領収書等)
- ⑥ 「実績報告書」の「2. 間接補助事業の収支決算(2)(イ)経費の内訳」における経費区分ごと申請国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書

※ 発行する請求書には、国内代理人費用、現地代理人費用(外国特許庁費用(オフィシャルフィー等)・現地代理人手数料等(サービスフィー等)別に記載)、翻訳費用(「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示)を分けて記載すること。また、現地代理人への支払いの際に使用した為替レート(1\$=〇円等)も記載すること。

※ 発行する請求書には、国内代理人費用、外国特許庁費用、翻訳費用(「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示)を分けて記載すること。

2. 上記提出書類における日本語以外の言語の日本語訳の提出

外国特許庁発行する受理通知や領収書等の書類については、最低限、外国への審査請求が受理された日、補助対象となる外国特許庁への支払費用の日本語訳を付し、また、現地代理人が発行する請求書についても、補助対象経費となる支払費用が分かるよう日本語訳を付して提出すること。

3. 申請者・ジェトロからの上記提出書類に関する修正や問合せ等への対応

4. その他、ジェトロが公募時等において予め提示している事項

実績報告の提出が円滑に実施され、申請者に同補助金の交付に関する不利益が生じないよう上記の協力をすることを同意します。

確認事項（□にチェック）

- 当補助金の事業において、審査請求（補正も含む）に関する代理人契約、審査請求準備、審査請求手続きなどすべての作業は採択（交付）決定後に行い、事前着手を行わないことを確認した。
- 実施要領4.（12）に定める事項（当事業に申請・採択された内容と異なる審査請求や補正は認められない点、計画変更が必要な点）について確認した。
- 当事業により行った外国特許庁への審査請求を行った出願について、ジェトロの承認を受けずに、自ら放棄又は取下げ等を行わないこと確認した。
- 審査請求費用の他に、今後、中間応答費用等が発生する可能性がある旨を、申請者に対し明確に説明した。

様式第1の添付書類

添 付 書 類 一 覧	
法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本等の写し：最新情報記載のもの 2. 役員等名簿（注1） 3. 決算書：貸借対照表及び損益計算書の写し 直近1期分 4. 各国への出願番号、出願日（移行日）、審査請求期限、優先権主張日が確認できる資料（受理通知等） 5. 見積書：外国特許庁への審査請求、補正に要する経費が確認できるもの（写しも可）（注2） 6. 資金計画：外国特許庁への審査請求、補正に要する経費に関するもの 7. 外国出願以降に持ち分比率に変更がある場合又は各都道府県中小企業支援センター等経由で助成を受けた交付申請者のみ、外国特許庁への審査請求を行う出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合が記載されている契約書等の写し（現状のもの） 8. 各都道府県中小企業支援センター等経由で助成を受けた交付申請者のみ、本交付申請に係る「中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）」又は「中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）」の案件でジェットロ以外から間接補助金の交付を受けたものについて、直近に提出した査定状況報告書の写し（注3） 9. その他ジェットロが定める事項
個人事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民票（マイナンバーの記載がないもの）の写し：最新情報記載のもの 2. 役員等名簿（注1） 3. 確定申告書の控え 直近1年分 4. 各国への出願番号、出願日（移行日）、審査請求期限、優先権主張日が確認できる資料（受理通知等） 5. 見積書：外国特許庁への審査請求、補正に要する経費が確認できるもの（写しも可）（注2） 6. 資金計画：外国特許庁への審査請求、補正に要する経費に関するもの 7. 外国出願以降に持ち分比率に変更がある場合又は各都道府県中小企業支援センター等経由で助成を受けた交付申請者のみ、外国特許庁への審査請求を行う出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合が記載されている契約書等の写し（現状のもの） 8. 各都道府県中小企業支援センター等経由で助成を受けた交付申請者のみ、本交付申請に係る「中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）」又は「中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）」の案件でジェットロ以外から間接補助金の交付を受けたものについて、直近に提出した査定状況報告書の写し（注3） 9. その他ジェットロが定める事項
事業協同組合等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定款：最新情報記載のもの 2. 役員等名簿（注1） 3. 決算関係書類の写し（認可庁等に報告しているもの） 直近一年分 4. 各国への出願番号、出願日（移行日）、審査請求期限、優先権主張日が確認できる資料（受理通知等） 5. 見積書：外国特許庁への審査請求、補正に要する経費が確認できるもの（写しも可）（注2） 6. 資金計画：外国特許庁への審査請求、補正に要する経費に関するもの 7. 外国出願以降に持ち分比率に変更がある場合又は各都道府県中小企業支援センター等経由で助成を受けた交付申請者のみ、外国特許庁への審査請求を行う出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合が記載されている契約書等の写し（現状のもの）

8. 各都道府県中小企業支援センター等経由で助成を受けた交付申請者のみ、本交付申請に係る「中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）」又は「中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）」の案件でジェットロ以外から間接補助金の交付を受けたものについて、直近に提出した査定状況報告書の写し（注3）
9. その他ジェットロが定める事項

（注1）「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

（注2）「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。また、交付申請書の「7. 間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと及び申請国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。

（注3）「直近に提出した査定状況報告書の写し」について提出がない場合はジェットロが確認を行う。

様式第1の別添

役員等名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
ケレン ジツシ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役
トウホク イロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	取締役
カンサイ ジロウ	関西 次郎	S	45	12	24	M	株式会社訓練	取締役
トッキョ ハコ	特許 花子	S	55	04	18	F	株式会社訓練	監査役

（注）

役員等名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。なお、役員等には監査役を含む。

法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

独立行政法人日本貿易振興機構

令和 年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金
(中小企業等外国出願中間手続支援事業) (審査請求)
間接補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けをもって申請のありました令和 年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(審査請求支援事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 間接補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(中小企業等外国出願中間手続支援事業)(審査請求)間接補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)記載のとおりとします。
2. 審査請求経費、助成対象経費及び間接補助金の額は、次のとおりとします。

審査請求経費	円
助成対象経費	円
間接補助金の額	円

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における審査請求経費、助成対象経費及び間接補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
3. 間接補助金の額の確定は、助成対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と交付決定金額とのいずれか低い額とします。

ただし、間接補助金の額は、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(中小企業等外国出願中間手続支援事業)(審査請求)実施要領。(以下「実施要領」という。)4.(10)に定める上限額の範囲内となります。
4. 間接補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、交付要綱及び実施要領の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

 - (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
 - (2) 適正化法第29条から第32条(地方公共団体の場合は第31条)までの規定による罰則
 - (3) 相当の期間間接補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - (4) 間接補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

5. 間接補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、実施要領の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。
6. 海外付加価値税（VAT）等の返還可能性のある費用については、将来当該費用が返還された場合には、当該費用の返還額の2分の1を補助事業者に返還しなければなりません。
7. 間接補助事業者から補助事業者への必要書類の提出については、外国特許庁への審査請求業務を国内弁理士等に依頼する場合には、交付申請書別紙2の協力承諾書記載の協力事項につき国内弁理士等の協力を得なければならず、また、自ら現地代理人に直接依頼する場合等においては、交付申請書別紙2の協力承諾書記載の協力事項を自ら行わなければなりません。
8. 補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力しなければなりません。
9. 実施要領4.（7）から（9）、（11）から（17）、（19）、（20）、（22）及び（24）に掲げる条件を遵守しなければなりません。
10. 間接補助事業者は、間接補助事業者の名称、所在地、法人番号、採択日、交付決定日、交付決定金額及び確定金額について公表されることをご了承ください。

独立行政法人 日本貿易振興機構

間接補助事業者 住所
 名称 自然人にあつては氏名
 及び代表者の氏名

令和 年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金
 (中小企業等外国出願中間手続支援事業) (審査請求) 間接補助金
 計画変更 (等) 承認申請書

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金 (中小企業等外国出願中間手続支援事業) (審査請求) 実施要領 4. (1 2) の規定に基づき、計画変更 (等) について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が間接補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の間接補助金交付申請額

円

(内訳)

(単位：円)

費用／国名				
外国特許庁への審査請求料	変更前			
	変更後			
現地代理人費用	変更前			
	変更後			
国内代理人費用	変更前			
	変更後			
翻訳費用	変更前			
	変更後			
審査請求経費合計	変更前			
	変更後			
助成対象経費	変更前			
	変更後			
持ち分に応じた対象経費	変更前			
	変更後			
間接補助金申請額	変更前			
	変更後			

※国別の審査請求経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金額を記載。

(注) 間接補助金交付申請額を変更する場合は、対応する「外国特許庁への審査請求に要する経費が確認できる見積書等の写し」と「外国特許庁への審査請求に要する経費に関する資金計画(自己資金・借入金等)」を添付すること。

(注) 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

様式第 4

年 月 日

補助事業者の名称
及び代表者の氏名 宛て

間接補助事業者 住所
名称 自然人にあつては氏名
及び代表者の氏名

令和 年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金
(中小企業等外国出願中間手続支援事業) (審査請求) 間接補助金
事故報告書

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(中小企業等外国出願中間手続支援事業)(審査請求)実施要領4.(14)の規定に基づき、間接補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容

2. 事故に係る金額 円

3. 事故に対して採った措置

4. 間接補助事業の遂行及び完了の予定

様式第 5

年 月 日

補助事業者の名称
及び代表者の氏名 宛て

間接補助事業者 住所
名称 自然人にあつては氏名
及び代表者の氏名

令和 年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金
(中小企業等外国出願中間手続支援事業) (審査請求) 間接補助金
状況報告書

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(中小企業等外国出願中間手続支援事業)(審査請求)実施要領4.(15)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の遂行状況
2. 助成対象経費の区分別収支概要

補助事業者の名称
及び代表者の氏名 宛て

間接補助事業者 住所
名称 自然人にあつては氏名
及び代表者の氏名

令和 年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金
(中小企業等外国出願中間手続支援事業) (審査請求) 間接補助金
実績報告書

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(中小企業等外国出願中間手続支援事業)(審査請求)実施要領4.(16)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した間接補助事業

外国特許庁への審査請求手続内容等

外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の番号			
申請国	出願番号	請求日	代理人等への発注日 補正の有無
欧州			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
中国			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
韓国			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
外国出願における持分割合及び費用負担割合 ※共同出願の場合のみ記入			
持分割合		費用負担割合	

「補正の有無」に「有」が一つでも入っている場合、以下についても御確認いただき、該当する場合はチェックしてください。

実績報告書に計上されている補正の内容は、先に認められる間接補助金の交付が認められた「中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)」又は「中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)」の申請書に記載されている発明の内容の範囲であり、かつ実体的要件に関して行った補正(誤記の訂正等)は行っていない。)である。

2. 間接補助事業の収支決算

(1) 収 入

(単位:円)

項 目	金 額
自 己 資 金	
間接補助金充当額	
合 計	

(2) 支 出

(イ) 経費の内訳

(単位：円)

費用／国名	欧州	中国	韓国
外国特許庁への審査請求料			
現地代理人費用			
国内代理人費用			
翻訳費用			
審査請求経費合計			
助成対象経費			
持ち分に応じた対象経費			
間接補助金充当額			

※国別の審査請求経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金充当額を記載。
※経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書を添付すること。

(ロ) 支出相手方及び支出年月日

	支出相手方（弁理士等名）	支出年月日
国内		
現地		

※「現地」には、国内代理人からの支出相手方及び支出年月日を記載してください。

3. 補助金の振込先金融機関名等

金融機関名		支店名	本・支店
<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 普通	口座番号	フリガナ	
		預金名義	

(注1) 外国特許庁からの審査請求受理に関する応答書類等と、外国特許庁への審査請求に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類（選任代理人に依頼した場合は、選任代理人への支払に関する銀行振込受領書等が必須）を添付すること。

(注2) 共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合が記載されている契約書等の写しを添付すること（申請時に提出したものと変更等無ければ再提出は不要）。

年 月 日

法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て
(申請者)

選任代理人 住所
名称 自然人にあつては氏名
及び選任代理人の氏名

証明書

令和 年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願中間手続支援事業）（審査請求）の交付決定を受けた案件（「〇〇〇（外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の番号）」に関し、貴社（個人事業主の場合は貴殿）に対する請求の立替金（現地代理人からの請求部分）について、下記の1. 及び2. を確認し証明します。

なお、貴社から支払いを受けた後に、下記1. 及び2. に瑕疵があることが発覚した場合は、速やかに不適切な請求部分を貴社に返還いたします。

記

1. 外国特許庁への審査請求費用（外国特許庁費（オフィシャルフィー等））
現地代理人からの当該部分に係る請求が、出願国における特許等知的財産権を所管する行政機関が公表している料金と整合していること。
※料金減免制度等を利用した場合は、軽減後の料金。
2. 現地代理人に対する支払いの際に使用する為替レート
請求書に記載した為替レートが、送金金融機関が設定する送金日の為替レートと合致していること。なお、現地代理人から、実際に支払った現地通貨ではなく、他通貨に換算して請求されている場合は、現地代理人の請求日の相場等の換算レートと比較し、著しく乖離がないことを確認していること。

様式第 7

年 月 日

補助事業者の名称
及び代表者の氏名 宛て

間接補助事業者 住所
名称 自然人にあつては氏名
及び代表者の氏名

令和 年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金
(中小企業等外国出願中間手続支援事業) (審査請求) 間接補助金
精算(概算)払請求書

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(中小企業等外国出願中間手続支援事業)(審査請求)実施要領4.(18)の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算(概算)払請求金額(算用数字を使用すること。)
円
2. 請求金額の算出内訳(概算払の請求をするときに限る。)
3. 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

金融機関名		支店名	本・支店
<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 普通	口座番号	フリガナ	
		預金名義	

(注) 概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

様式第 8

年 月 日

補助事業者の名称
及び代表者の氏名 宛て

間接補助事業者 住所
名称 自然人にあつては氏名
及び代表者の氏名

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願中間手続支援事業）（審査請求）実施要領 4.（19）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 間接補助金額（実施要領 4.（18）による額の確定額） | 円 |
| 2. 間接補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 間接補助金返還相当額（3.－2.） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

補助事業者の名称
及び代表者の氏名 宛て

間接補助事業者 住所
名称 自然人にあつては氏名
及び代表者の氏名

令和 年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金
(中小企業等外国出願中間手続支援事業) (審査請求) 間接補助金
外国特許庁への審査請求案件の査定状況報告書

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(中小企業等外国出願中間手続支援事業)(審査請求)実施要領4.(22)の規定に基づき、外国特許庁への出願の査定状況について下記のとおり報告します。

記

1. 外国特許庁への審査請求手続き内容等

採択年度			
審査請求を実施した 基礎となる国内出願の番号			
申請者			
審査請求国名	出願番号	審査請求日	
欧州			
中国			
韓国			

2. 外国特許庁の査定状況等

審査請求国名	査定状況 (特許査定・拒絶査定・審査中(応答含む)・審判中等)	特許番号又は拒絶理由等
欧州		
中国		
韓国		